

京都市宝が池公園運動施設の球技用等の利用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第222号

京都市宝が池公園運動施設の球技場等の利用等に関する規則の一部を改正する規則
京都市宝が池公園運動施設の球技場等の利用等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、付属設備のうち有料ロッカー又は温水シャワー設備を利用しようとする者が、第5条第3項本文の規定によりその利用に係る料金を支払ったときは、利用の許可の申請があったものとみなす。

第3条本文中「前条」を「前条第1項又は第2項」に改める。

第4条中「第2条」を「第2条第1項又は第2項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 付属設備のうち有料ロッカー及び温水シャワー設備については、次条第3項本文の規定によりその利用に係る料金を支払ったときに、利用の許可があったものとみなす。

第5条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第2項中「つど」を「都度」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 付属設備のうち有料ロッカー及び温水シャワー設備の利用に係る料金は、当該有料ロッカー又は温水シャワー設備を利用する際に、硬貨投入口に投入して支払わなければならない。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、別に定める方法により支払わせることができる。

第6条各号列記以外の部分中「場合」の右に「及びその金額」を加え、同条第1号中「に規定する処分」を「の規定による処分」に、「規定する必要な」を「よる必要な」に、「場合」を「場合 全額」に改め、同条第2号中「場合」を「場合 2分の1に相当する金額」に改め、同条第3号中「場合」を「場合 全額」に改める。

第8条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、付属設備のうち有料ロッカー又は温水シャワー設備を使用しようとする者が、第11条第3項本文の規定により使用料を納入したときは、使用

の許可の申請があったものとみなす。

第9条本文中「前条」を「前条第1項又は第2項」に改める。

第10条中「第8条」を「第8条第1項又は第2項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 付属設備のうち有料ロッカー及び温水シャワー設備については、次条第3項本文の規定により使用料を納入したときに、使用の許可があったものとみなす。

第11条に次の1項を加える。

- 3 付属設備のうち有料ロッカー及び温水シャワー設備に係る使用料は、当該有料ロッカー又は温水シャワー設備を使用する際に、硬貨投入口に投入して納入しなければならない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、別に定める方法により納入させることがある。

第12条の次に次の1条を加える。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則において別に定めることとされている事項及び条例の施行に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

別表第1中「2,700」を「2,770」に、

「

温水シャワー室	1	室	1日8,200円(1時間以内にあつては2,800円,2時間以内にあつては5,600円)
---------	---	---	---

を

」

「

温水シャワー室	1	室	1日8,430円(1時間以内にあつては2,880円,2時間以内にあつては5,760円)
温水シャワー設備	1個につき1回		100

に、「6,

」

800」を「6,990」に、「1,300」を「1,330」に、「4,000円」を「4,

110円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「3,000円」を「3,080円」に改める。

別表第2売店、食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業の項中「600」を「610」に改め、同表立ち売り又は行商の項中「1,100」を「1,130」に、「2,200」を「2,260」に改め、同表広告その他の項中「つど」を「都度」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市宝が池公園運動施設の球技場等の利用等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る料金及び使用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る料金及び使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)